

資料2-7

事業者ヒアリング事項に対する回答 [全携協]

競争ルールの検証に関するWG(第17回)

消費者保護ルールの在り方に関する検討会(第29回)

改正事業法運用関係、覆面調査関係

改正電気通信事業法の運用

- Q1. 事業法第27条の3の規律を遵守するために具体的にどのような取組を実施しているか。
A1. 全携協加盟企業は届出媒介等業務受託者であり、電気通信事業者の指導に則り取組を行っております。
- Q2. 改正電気通信事業法の運用に関して何か課題となっていることはないか。
A2. 施行当初は現場の理解不足や運用ミスもありましたが、キャリアと連携のうえ規律遵守に努めております。課題点としては複数店舗を運営する販売代理店においては、規律遵守徹底のため、各機種とも全国統一の売価(対照価格)とせざるを得ない点が挙げられます。

覆面調査関係

2万円を超える利益提供

- Q3. 販売代理店が2万円を超える利益提供(実際に約すことのほか、提示することも含む。)を行った要因として考えられることは何か。
A3. 上述のとおりキャリアと連携のうえ規律遵守に向けて取り組んでおりますため、違反事例は多くないと思われませんが、個別に事例を共有いただければ真摯に改善に取り組みたいですと考えます。
- Q4. 2万円を超える利益提供を防止するために既に講じている取組又は講じる予定の取組は何か。
A4. 全携協としての統一的な取組はございませんが、キャリアの指導やマニュアルに則った運用の他、販売代理店各社でも独自のeラーニングやシステム改修等に取り組んでおります。

非回線契約者への端末販売拒否

- Q5. 非回線契約者への端末販売拒否が行われた要因として考えられることは何か。
A5. 販売スタッフの理解不足や認識誤りにより発生したものと思料します。各キャリアから販売代理店に対しては指導・注意喚起が行われているため、しっかりと各キャリアの指導に則った取組を行ってまいります。
- Q6. 販売代理店が非回線契約者に対して端末を販売をする体制整備のために実施している取組は何か。
A6. 全携協加盟企業は届出媒介等業務受託者であり、電気通信事業者の指導に則り取組を行っております。
- Q7. 非回線契約者に対する端末販売拒否を防止するために既に講じている取組又は講じる予定の取組は何か。
A7. 全携協加盟企業は届出媒介等業務受託者であり、電気通信事業者の指導に則り取組を行っております。